

全国市長会の

動き

2月7日～3月3日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
(<https://www.mayors.or.jp/>)
をご参照ください。

#1 「気候変動適応法及び独立行政環境再生 保全機構法の一部を改正する法律案に 対する意見」を環境省に提出

環境省から、地方自治法第263条の3第5項の規定に基づき、気候変動適応法及び独立行政環境再生保全機構法の一部を改正する法律案について情報提供があったことから、2月13日、標記意見を同省へ提出した。

意見では、地域における熱中症対策について、都市自治体の意見等を十分に踏まえ、①関係主体それぞれの役割を尊重し、相互連携による取組が促進されるようにすること、②都市自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に取り組むことができる仕組みとすることを要請した。

〔経済部〕

#2 北朝鮮ミサイル発射に対する抗議声明を 本会はじめ地方六団体会長が発表

2月18日、北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、立谷会長、全国知事会の平井会長、全国都道府県議会議長会の柴田会長、全国市議会議長会の清水会長、全国町村会の荒木会長、全国町村議会議長会の南雲会長が連名で抗議声明を発表した。

抗議声明では、北朝鮮に対し、我が国の地

方自治体を代表して、弾道ミサイルの発射に対して厳重に抗議するとともに、日本及び周辺国の安全を大きく損ない地域の平和・安全を脅かす挑発行為の即刻中止と、拉致被害者の即時帰国を強く要請している。

〔行政部〕

#3 「孤独・孤立対策推進法案に対する意見」 を内閣官房に提出

2月22日、「孤独・孤立対策推進法案に対する意見」をまち・ひと・しごと創生対策特別委員会が内閣官房に提出した。

同意見では、孤独・孤立対策推進法案について、①法案に示された孤独・孤立対策地域協議会については、類似の制度における既存の仕組みの活用など、地域の実情に応じて設置できるようにすることともに、その役割についても、個別のケースについて情報を共有して支援内容を協議していく場を前提にするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に運用すること、②都市自治体の孤独・孤立対策に関する取組について、十分な財政措置を講じるとともに、関係府省庁に対する事務の効率化や簡素化等に努めること等を求めた。

〔行政部〕

#4 「マイナンバー法等の一部を改正する法律案に対する意見」をデジタル庁に提出

2月22日、「マイナンバー法等の一部を改正する法律案に対する意見」をデジタル庁に提出した。

同意見では、①事務の実施に当たっては、都市自治体に過度な負担が生じることのないようにすること、特に、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加など都市自治体に対し新たな事務が発生する事項については、現時点で具体的な作業内容やスケジュール等が不明確な点が多いことから、それらを早期に示すとともに、都市自治体の意見を十分に聴き、適切に反映すること、②法律案の主旨や内容等について、国の責任において、国民に対する十分な周知を図ること、③事前の準備経費も含めた必要な経費について、すべて国が負担するなど十分な支援を行うこと等を求めた。

〔行政部〕

#5 第十三次地方分権一括法案の閣議決定を受け、地方三団体会長が共同声明を発表

3月3日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第十三次地方分権一括法案）」が閣議決定されたことを受け、本会をはじめ、全国知事会、全国町村会の会長が連名により共同声明を発表した。

声明では、同法律案は、地方公共団体が地域の実情に応じた取組を進め、住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、地方からの提案に基づき、公立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止など計画策定に係る地方の負担軽減や、戸籍情報連携システムの利用事務の拡大をはじめとする地方行政のデジタル化等を実現するものである。特に計画策定事務については、令和4年重点テーマとして取り扱い、過去最多の対応件数となるとともに、ナビゲーション・ガイド作成など継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められている。これらを評価するとともに、今後、国会において早期成立を図るよう強く要請している。あわせて、法律成立後は、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施やマニュアルの整備等について、地方

の意見を十分に反映して、地方の負担軽減に資する具体的な検討と調整を早期に進めることを求めている。

〔行政部〕